

議案第49号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(紫波町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 紫波町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年紫波町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、 <u>給料額</u> の10分の1以下を減ずるものとする。 。	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、 <u>給料の額(地方公務員法第22条の2第1項 第1号に掲げる職員については、報酬の額 (紫波町会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例(令和元年紫波町条例第 号)第6条に規定する報酬に限る。))</u> の10分の1以下を減ずるものとする。

(紫波町職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 紫波町職員の分限に関する条例(昭和30年紫波町条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(休職の効果) 第3条 略 2～4 略	(休職の効果) 第3条 略 2～4 略 5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度 任用職員に対する第1項及び第2項の規定 の適用については、第1項及び第2項中「 3年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22条の2第1項及び第2項の規定により任 命権者が定める任期の範囲内」と、「3年 に満たない場合」とあるのは「法第22条の 2第1項及び第2項の規定により任命権者 が定める任期に満たない場合」とする。</u>

(紫波町の非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正)

第3条 紫波町の非常勤特別職の職員の報酬に関する条例(昭和32年紫波町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定により、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対し支給する報酬に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定により、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対し支給する報酬に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(紫波町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 紫波町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年紫波町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>

(紫波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 紫波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年紫波町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>

(1)～(10) 略

(1)～(10) 略

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、関係する条例について規定を整備しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。